

平成24年度 第15回 役員会議事要旨

日 時 平成24年10月10日（水） 10時30分～11時30分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，緒方理事

欠席者 宮崎理事

陪席者 川上監事，向井監事，後藤学長室長，増子学長補佐

○学長から，平成24年度第13回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

(1) 平成24年度インセンティブ給与支給について

学長から、本件は、平成24年9月26日開催の役員会で協議し、また、平成24年9月28日の経営協議会（持ち回り審議）で審議了承された旨の説明があり、審議の結果了承された。

(2) 寄贈に伴う感謝状の贈呈について

学長から、本件は、小城市出身の画家 村岡平蔵氏の絵画5点の寄贈に対し、国立大学法人佐賀大学感謝状贈呈規程第2条第1項第1号「本学の運営のために一定額以上の寄附又は寄贈を行った者」に該当するものとして、寄贈者の村岡一郎氏に感謝状の贈呈を提案するものである旨の説明があった。

また、総務課長から、本件について、推薦理由及び今迄の寄贈実績並びに本学感謝状贈呈規程に該当する旨等の補足説明があり、審議の結果了承された。

(3) 平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）に係る意見の申立てについて

学長から、本件は、平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果に対し、意見の申立てを行うかどうかを判断する案件である旨の説明があった。

また、岩本理事から、国立大学法人評価委員会の「業務運営・財務内容

等の状況」に係る4項目の評価は、本学の自己点検・評価結果同様、全ての項目が『順調』の評価を得ている旨、今回から評価結果の記載方法が3点変更された旨、次いで、増子評価室長から、今後、注目される事項及びその事項に対する今年度の留意点及び課題事項等について、評価室の分析結果を基に概要説明があった。

最後に、評価結果に対する申立について、英字のスペル間違いによる軽微な字句の修正はあるが、重大な事実誤認等は現時点では見当たらないため、大学評価委員会においても「意見の申立は行わない」旨が審議了承されている旨の説明があり、審議の結果了承された。

- (4) その他
特になし。

【 協議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

学長から、本件は、全学教育機構副機構長と産業医を職務付加手当の支給対象とすることに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、総務部長から、改正の理由について、全学教育機構副機構長の役職が副学部長等と同等と認められること、及び復職プログラム適用時の産業医の業務負担が増加していること等の説明があった。さらに、平成24年10月5日の人事制度委員会において、審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

また、産業医の定義について、人事課長から説明があった。

- (2) 佐賀大学総合情報基盤センター規則の一部改正について

学長から、本件は、総合情報基盤センターに併任の教員を置くこと、運営委員会に加わる専任の教育の職名を明示することに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、総務部長から、改正の概要について、学内における新たなシステム（ポートフォリオ等）との連携の対応その他の諸課題への対応に必要である旨の説明があった。さらに、平成24年10月2日の情報基盤センター運営委員会において、審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 佐賀大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

学長から、懲戒に相当すると思われる学生の行為が複数の学部にあたる場合の調査委員会の設置について必要な事項を定めるため、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、学務部長から、改正の概要について、現行の規程では複数の学部にあたる学生の懲戒処分手続についての定めがないため、学部間の懲戒の要否・種類の均衡を保つため、また、調査の迅速化を図るために規程の改正を行うものである旨の説明があった。さらに、平成24年9月28日の学生委員会で審議了承された旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 佐賀大学医学部規則の一部改正について

学長から、平成25年4月1日からの全学教育機構による教養教育の実施による本学の教育課程の見直しに伴い、医学部の教育課程を見直すため、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、総務課長から、改正の概要について、佐賀大学医学部規則のうち、教育課程の編成及び履修方法に関する条項並びに修得単位数に関する別表を改めるものである旨、また、保健師学校、助産師学校、看護師学校変更承認協議書の提出に対応するためである旨の説明があった。さらに、平成24年9月19日の医学部教授会で審議了承された後、9月27日の大学教育委員会において報告された旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) 寄附講座の設置について

学長から、本件は、社会医療法人雪の聖母会から、医学部に寄附講座「先進外傷治療学講座」を設置する申込みがあったことに関する案件である旨の説明があった。

また、中島理事から、本寄附講座は、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの3年間、90,000千円の寄附申込額で設置される旨及び佐賀地域等における外傷全般の診療・調査を行うとともに、新たな治療法の開発と救急医療体制の整備によって、外傷治療の発展に寄与することを目的とする旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) その他

特になし。

【 報告事項 】

(1) 美術館・正門整備の進捗状況について

総務課長から、美術館設置事業の募金状況について説明があった。また、美術館内に設置するカフェの選定委員会を設置したこと、また、カフェについてのアンケート調査を開始し、現在50件ほど回答が集まっていること等の報告があった。

次いで、企画管理課長から、美術館・正門整備に関する進捗状況について、実施設計を終え、10月5日に入札公告、10月30日に技術提案の審査・評価（競争参加資格等審査委員会）、11月27日に入札、12月中旬には工事着工予定である旨の報告があった。さらに、外観や内観、メインストリートから美術館へ向かうアプローチ等について、説明があった。

さらに、学長から、関係各位への寄附の依頼があった。

(2) 平成23事業年度財務諸表の承認について

財務課長から、平成24年6月27日付けで提出した、平成23事業年度財務諸表について、9月26日付けで文部科学大臣から承認通知があった旨の報告があった。

(3) その他

特になし。

【 その他 】

特になし。

以 上